2026年11月13日

各　位

会 社 名　日　本　郵　政　株　式　会　社
代 表 者 名　取締役兼代表執行役社長　根 岸　一 行
（コード番号：6178　東証プライム）
問 合 せ 先　経　営　企　画　部　Ｉ　Ｒ　室
（TEL.03-3477-0206）

株式会社ゆうちょ銀行株式の一部処分に関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社ゆうちょ銀行（コード番号：7182　東証プライム）は2026年11月13日（金）開催の同社取締役会において、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）及び立会市場における取引による買付けにより、取得株式の総数15,000,000株、取得価額の総額30,000,000,000円をそれぞれ上限とし、2026年11月17日（火）～2027年1月29日（金）を取得期間として、自己株式（株式会社ゆうちょ銀行普通株式）の取得に関する事項を決議いたしました。

今後、株式会社ゆうちょ銀行が当該決議に基づき自己株式の取得の実施及び条件（取得価額）について決定した場合、当社は、下記のとおり当該自己株式の取得に応じた売付けにより、当社が保有する株式会社ゆうちょ銀行普通株式の一部を処分する予定です。

なお、本株式処分による子会社の異動はありません。

記

１．本株式処分の概要

（１）　処分予定株式総数　　未定

（２）　処　分　方　法　　株式会社ゆうちょ銀行が行う自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式取得に応じた売付け

株式会社ゆうちょ銀行（コード番号：7182　東証プライム）は2026年11月13日開催の同社取締役会において、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）及び立会市場における取引による買付けにより、取得価額の総額30,000,000,000円を上限として、2026年11月17日～2027年1月29日の自己株式（株式会社ゆうちょ銀行普通株式）取得に関する事項を決議した。株式会社ゆうちょ銀行が当該決議に基づき自己株式の取得の実施及びその条件（取得価額）を決定した場合、当社は当該自己株式の取得に応じて、15,000,000,000円を上限として同社普通株式の売付注文を行う。

（３）　処　分　総　額　　15,000,000,000円（上限）

注意事項：
この文書は、株式会社ゆうちょ銀行の普通株式の一部処分について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

（4） 処 分 予 定 日　　未定

なお、株式会社ゆうちょ銀行が行う自己株式取得の詳細については、株式会社ゆうちょ銀行が本日付で「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」を公表しております。

２．本株式処分の目的

株式会社ゆうちょ銀行は、資本効率の向上、株主還元の強化を目的として、自己株式の取得を行う旨を公表しております。

過去の当社による株式会社ゆうちょ銀行株式の処分により、当社の株式会社ゆうちょ銀行株式の議決権比率は現在 49.9%程度となっておりますが、当該自己株式取得後も同比率を現在と同水準にするため、当社は当該自己株式取得に応じ、少数株主とほぼ同数の株式会社ゆうちょ銀行株式を処分することを決定いたしました。

また、本株式処分によって当社が得る資金については、当社及び日本郵政グループの企業価値の向上等に資するよう活用する方針です。

なお、本株式処分による子会社の異動はありません。

以　上

注意事項：
この文書は、株式会社ゆうちょ銀行の普通株式の一部処分について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。